

羽島市告示第147号

はしマイスター制度実施要綱を次のように定める。

平成30年6月13日

羽島市長 松 井 聡

はしマイスター制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の産業について優秀な技術及び技能を有し、若しくは地域資源を活用した特産品等の製造、加工、流通、販売等を行う個人又は企業等（以下「事業者」という。）をはしマイスターとして認定し、はしマイスターの情報を発信することにより、シティセールスの推進及び市内産業の振興を図ることを目的とする。

(認定対象)

第2条 はしマイスターの認定は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する事業者に対して行うものとする。

- (1) 市内に在住、在勤する個人又は本市の区域内に本社、事業所等（以下「事業所」という。）を持つ企業等若しくはその事業所と資本関係がある企業等であること。
- (2) 羽島市が賦課する税（以下「市税」という。）の滞納がないこと。
- (3) 羽島市暴力団排除条例（平成24年羽島市条例第10号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員でないこと又はそれらと関係がないこと。
- (4) 事業者が営む事業に係る各種法令に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。
- (5) 事業所の土地購入及び事業所の建物の建築等に係る各種法令に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

(選考基準)

第3条 はしマイスターの選考基準（以下「選考基準」という。）は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 技術力又は地域資源活用に関すること。
- (2) 資格・表彰・販売実績に関すること。
- (3) 認知度に関すること。
- (4) 市への協力体制に関すること。

2 前項各号の規定に基づく具体的な選考基準は、市長が別に定める。

(認定申請)

第4条 はしマイスターの認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、はしマイスター認定申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 市税について未納がない旨の納税証明書
- (3) 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書の写し
- (4) 定款の写し
- (5) 直近1営業年度の決算書の写し
- (6) 事業者が営む事業に関するパンフレット等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請において、2以上の事業者の集団（以下「事業集団」という。）が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該事業集団を構成する事業者の連名により申請できるものとする。

- (1) 事業集団を構成する事業者すべてが、第2条各号の要件に該当すること。
- (2) 事業集団を構成する事業者すべてが、地域資源を活用して同一の特産品等の製造、加工、流通、販売等を行っていること。

(現地調査)

第5条 市長は、前条の規定により提出されたはしマイスター認定申請書の内容を確認するため、必要に応じて申請者の事業所を調査することができる。

2 申請者は、前項の調査に対して協力しなければならない。

(選考等)

第6条 市長は、第4条の認定申請書及び前条の現地調査の内容を踏まえ、はしマイスターの選考に必要な資料を作成するものとする。

2 市長は、前項の資料をはしマイスター選考委員会に送付し、はしマイスターにふさわしい個人又は企業等の選考を求めるものとする。

(認定等)

第7条 市長は、はしマイスター選考委員会の選考結果に基づき適当と認めるときは、申請者をはしマイスターとして認定し、はしマイスター認定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる場合は、その旨をはしマイスター選考結果通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 認定申請において、申請者が第2条各号に掲げる要件に該当しないと認められたとき。
- (2) 認定申請の内容が、選考委員会において選考基準に適合しないと認められたとき。

(認定期間等)

第8条 はしマイスターの認定期間は、前条第1項に規定する通知書を交付した日の属する年度から3年度目の3月31日までとする。

2 はしマイスターが前項に規定する期間を超えて引き続き認定を希望する場合は、当該期間の末日までにはしマイスター認定期間延長申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、延長する認定期間の終期は、延長に関する認定のあった日の属する年度から3年度目の3月31日までとする。

(変更)

第9条 はしマイスターに認定された事業者は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当したときは、はしマイスター認定申請事項変更届出書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所等を変更したとき。
- (2) 事業者が営む事業を中止又は廃止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第4条第1項に規定する申請書の記載事項に変更が生じたとき。

(認定の取り消し等)

第10条 市長は、はしマイスターに認定された事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたことが認められたとき。
- (3) 公序良俗に反するおそれのあることが認められたとき。

(4) 前条第2号に掲げる要件に該当したとき。

2 市長は、認定を取り消したときは、その旨をはしマイスター認定取消決定通知書（別記第7号様式）により当該取り消しに係る事業者へ通知し、速やかに公表するものとする。

（処遇等）

第11条 市長は、はしマイスターに対して次の各号に掲げる処遇等を行う。

- (1) はしマイスターの認定を証する証書の授与
- (2) はしマイスターの認定を証する物品の贈呈
- (3) 市ホームページ、広報紙、記者発表等による情報発信
- (4) 市内イベントにおける展示・実演・販売ブース等の出展支援

（損害に対する責任）

第12条 市長及びはしマイスター選考委員会は、当該制度が第1条の目的のもとに行われることに鑑み、はしマイスターに認定された事業者が行う事業活動により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるほか、はしマイスター制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年6月20日から施行する。